

会 議 録 目 次

平成 2 2 年第 6 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日（金）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	3
	報告第 5 号 損害賠償額の決定について	
日程第 4	第 40 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	7
日程第 5	第 41 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について……………	9
日程第 6	発議第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	1 5
	（閉 会）……………	1 5

平成22年第6回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成22年11月26日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 11月26日 (金) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (15名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	15番	佐 中 十九昭
16番	久留島 元 生		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

14番 前 田 勝 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (15名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	15番	佐 中 十九昭
16番	久留島 元 生		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

14番 前 田 勝 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
総 務 部	長	園 山 純
総 務 課	長	植 野 敏 彦

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

報告第5号 損害賠償額の決定について

日程第4 第40号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第5 第41号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 発議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成22年第
6回海田町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~○~~~~~

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より4番、住吉議員、5番、宗像議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決します。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 再開

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日 1 日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第３、諸般の報告を行います。報告第５号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、報告１件、条例改正２件を提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、報告第5号、損害賠償額の決定について。海田南小学校敷地内で発生した車両損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野） それでは、報告第5号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法

第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は15万6,000円でございます。専決処分年月日は、平成22年11月5日でございます。

事故の概要についてご説明いたしますと、平成22年10月21日午後4時ごろ、海田南小学校地内において、職員運転の公用車がバックで駐車しようとする際、後方確認が不十分であったため、後方に駐車していた債権者の車両の後部ドア部分と公用車の後部が当たったものでございます。過失割合につきましては当方を10割と定め、相手方の損害額を全額賠償額と決定し、専決処分させていただきました。そして、示談を締結したものでございます。運転していた職員につきましては、厳重注意処分を行いました。公用車の運転につきましては引き続いて安全運転の徹底を喚起してまいります。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。今の、後方確認が不十分だというとき、その車に乗っておられた職員の方は何名ですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）1名でございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）よく見受ける、パトロールなんかで車が出ていますけど、大概職員の方は2名ということですが、1名で足りる用事だったということですか、そのときは。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）申し訳ございません。同乗者の方が1名で、計2名で車に乗っておいりました。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）質疑が最後になるんですが、同乗者の方が例えばおりて後方の確認をして誘導するというような管理体制の徹底は図られておるんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）同乗者については、後方確認等是一緒になって注意をするようにとは言っておったんですが、当日はそれがうまくいかなかったということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）11番、西山です。1点は、南小学校用地内とおっしゃいましたが、どこを指すのでしょうか。

2点目は、最近職員さんの事故は随分少なくなって、この報告はなくなっていたんですけども、随分前ですけど、規定をいたしたと記憶しているんです。いろいろ、こういう方は運転してはいけないとか、こういう確認をちゃんとして運転するようにという注意事項を徹底するようにも決まっていたと思うんですけど、そのことは全部守られた上での今回の事故だったのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）場所でございますが、南小学校の一番上の校舎の入り口に当たる部分で接触事故を起こしたものでございます。

それと、こちらの方につきましては、職員の交通事故事案に関する処分方針というものを定めておりまして、こちらに則りまして、これは全職員に通知を出して徹底しておりますが、今回この処分方針に従いまして、50万円以下の事故についてということで、嚴重注意を行ったものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）正門の方なのか、裏門の方なのかというのをお聞きしたかったわけなんですけど。

それと、今の嚴重注意という以前に、数年前までは随分職員による瑕疵が多い交通事故が頻繁に起きておりました。議会の方で随分それを指摘いたしまして、ちゃんと運転要綱を定めているとか、こういう方しか運転できないとか、運転するときにはどうかとかという、ちゃんと決めていると思うんです。それにちゃんと適用した上での今回の事故だったのでしょうかという2点なんです。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）場所については正門側でございます。

それと、公用車の運転につきましては、運転免許所持登録をした者に限り運転を許可しております。今回の職員も運転許可登録をした者で、許可しておりまして、それと、その登録した者を対象とした交通安全の研修も受けさせておりました。

○議長（久留島）崎本議員。

○ 1 2 番（崎本）ちょっとさっき言われたことに対してのあれですが、賠償金額によって罰則とか、嚴重注意とか、そういうのは変わった決まりがありますか。そこを確認

したいと思います。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）これは、先ほども言いました交通事故事案に関する処分方針という要綱を定めておりまして、その中で、交通事故に係る標準的な処分の中で、損害額が50万円未満のものについて、それと50万円以上について、それと重大な事故というような形で区分して処分方針を定めております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。職員の方が車に乗って外出されるということ、パトロールもそうですけれども、2人乗りで出ていらっしゃるのにもかかわらず、バックされるときに外へ出て後ろを、バックオーライとかということをやっている姿を見ることがない。必ず横へ乗って、運転手が後ろへざっと下がってということをして私は何回か見ました。そこらに対しての教育というものはどういうふうに行われているのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）これにつきましては、通知の方で同乗者については後方確認を行うようにという通知は流しております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）やっぱり運転される方、助手席に乗られる方というのは、事故があっちゃいけないということで、そういう徹底した教育というものを今後されるべきじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）今回の事故の経験も踏まえまして、全職員に改めて交通安全の喚起を促してまいりたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）先ほど通知されたということを聞いたんですけれども、通知だけではやはりそういったことは守れないんじゃないかと。一度皆さんを集めて話をされることも大事なんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）これにつきましては毎年、海田警察署のご協力を受けまして職員の交通安全の研修を行っておりますので、そういう場を通じまして全職員に呼びかけていきたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。しばらくこういう損害賠償とかいうのがなかったんですけれども、今こうして出されてきた。副町長事件の問題とかいろいろな経過の中で、この間、職員がある程度締まってきておったんです。ところが、何年か過ぎる、あるいは何カ月か過ぎると、こういう事態が起きる。今、質疑の中で話を聞くと、2人おって、1人はぼやっとしておるか、話をしてバックしよったのか、ようわかりませんが、そういう事態が生まれるということは、職務上の怠慢というように私は見るわけです。そういうところから大きな事件につながってくる、あるいは事故につながってくることがあるので、もう一遍、あの副町長の信用失墜の問題から、改めてやっぱり町長、副町長が全職員に喚起を促す、このことが必要ではないかというように私は思うんですけれども、その点はどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに交通事故の問題も、交通安全週間が春も秋もございます。そういうことを含めたり、幹部会議ではしょっちゅうそういうことについてのいろんな徹底をするようなことを訓示しております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号については、これをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第40号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第40号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮した一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正方法に準じて、期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきまして

は担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第40号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。あわせて、資料1の給与改定の概要及び資料2の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表をお出してください。なお、この条例は町長、副町長にかかわるものでございます。今回の改正でございますが、国の人事院勧告により期末・勤勉手当の支給月数が0.2月分引き下げられたことに準じまして、期末手当の支給割合を改定させていただくものでございます。改正条例は、1つの改正条例の中で施行期日が異なる改正を行うことから、平成22年12月期分の改正を第1条で、平成23年6月期・12月期分の改正を第2条において整理を行っております。

内容でございますが、第1条で、12月期の期末・勤勉手当を0.2月分引き下げ1.975月分とし、第2条で6月期の期末手当を1.875月分、12月期の期末手当を2.025月分として、年間支給率を3.9月分とするものでございます。資料1、給与改定の概要の1ページに特別職に係る期末手当支給率を載せておりますので、ご覧ください。

この改正条例の施行期日は、第1条につきましては平成22年12月1日から施行し、第2条は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第41号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第41号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮して、職員の給与を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第41号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。あわせて、資料1の給与改定の概要及び資料3の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をお出してください。今回の改正につきましては、人事院勧告を考慮して所要の改正をするものでございます。職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、第40号議案と同様に、1つの改正条例の中で施行期日の異なる改正をしております。第1条は給料表及び12月期の期末手当と勤勉手当の改正を、第2条では平成23年度からの6月期・12月期の期末手当と勤勉手当の改正を、第3条は平成17年度の人事院勧告により給料表が改定された際に適用された減給補償の支給額を改正するよう整理を行っております。

改正の内容でございますが、資料1の給与改定の概要をご覧ください。まず、今年度の人事院勧告でございます。民間給与との較差を是正するため、月例給を0.19%引き下げるものでございます。1点目は、中高年齢層を引き下げる給料表の改定を行うものでございます。2点目は、行政職給料表6級以上で55歳を超える職員について、俸給の支給額を一定率減額するものでございます。3点目は、期末・勤勉手当の支給月数を0.2月分引き下げるものでございます。4点目は、43歳未満の職員の号俸を1号昇給調整させるものでございます。5点目は、給与の引き下げを4月分から調整し、減額分は12月期の期末手当で調整するものでございます。これによる2の人事院勧告に基づく官民較差は、月例給で757円の引き下げとなっております。内訳は、給料637円、特別調整額51円、地域手当等のはね返し分が69円となっております。以上の中で、3点目の行政職給料表6級以上で55歳を超えた職員については、その年度から給料の支給額の1.5%をカットするものでございますが、本町におきまして実施した場合、5級の職員に比べて6級職員の給料が低くなる逆転現象が起きること、及び広島県、広島市をはじめとする周辺市町も

実施しない状況にありますので、この項目については実施しないこととしております。

議案書の3ページをお願いします。人事院勧告の内容を考慮して、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の第1条におきまして、第15条で12月期分の期末手当の支給月数を、第16条で12月期の勤勉手当の支給月数を引き下げていること、及び別表の給料表の改正を行うために所要の改正を行うものでございます。議案書の6ページをお願いいたします。第2条では、第15条の6月期分・12月期分の期末手当の支給月数を改めて、第16条で勤勉手当の支給月数を改めております。第3条では、平成17年度の人事院勧告により給料表が改正された際、平成18年度から激変緩和措置として支給されている減給補償を率にして0.41%減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。附則の第2条では、4月から11月の給与及び6月期末・勤勉手当を減額調整し、減額分は12月期の期末手当で調整を行うものでございます。8ページをお願いいたします。附則の第3条では、平成17年度の人事院勧告をもとに行われた平成18年4月の大幅に給料表が改定された際、4年間の経過措置として、給料を4号給昇給させるところを1号抑制して3号としておりましたことについて、平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に経過措置として昇給の抑制を受けた職員について、平成23年4月1日に1号給昇給調整するものでございます。

資料1の給与改定の概要の1ページをご覧ください。以上をもとに、海田町の改定状況でございますが、月額で591円、率にして0.18%の引き下げとなり、内訳につきましては、給料547円、はね返り分が44円となっております。資料の2ページをお願いいたします。②の一般職に係る期末・勤勉手当についてでございますが、減額月数につきましては人事院勧告に準じて期末手当を0.15月分、勤勉手当を0.05月分、合わせて0.2月分を減とするもので、6月期は1.9月分、12月期は2.05月分の、合わせて年3.95月分の支給となるものでございます。③の再任用職員に係る期末・勤勉手当でございますが、これにつきましては現在、対象となる職員はおりませんが、所要の改正を行うものでございます。4ページから6ページは改正後の給料表でございますが、網かけ部分が給料の引き下げを行う部分でございます。

議案書の6ページをお願いいたします。施行期日は、平成22年12月1日からでございますが、第2条及び附則第3条につきましては、平成23年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。西山議員。

○ 1 1 番（西山）11番、西山です。資料 1 の 2 ページの支給月数の表の件なんですけれども、平成22年度、23年度ともに総支給額3.95、3.95なんですけれども、その内訳を見ますと、6月、12月の変更が行われているわけですね。22年度に支給されます6月と12月の支給率、それと平成23年度の支給率は変わっているんですか。この説明は受けていないんですけれども、どういう理由で、同じ支給方法ではないのでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）これにつきましては、22年度の6月期につきましてはもう支給しております。これを年間で調整するために、このたびの12月の引き下げが大きくなって、来年度は6月期と12月期をまた調整を、合計額は同じでございますけれども、月数を振り分けて1.9と2.05にするというものでございます。ですから、今年の6月期につきましてはもう既に支給しておりましたから、その分を12月で余分に引いておるということで12月期が減っておるということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）そういたしますと、名目上は減という形の中で、実質は同額を平成23年度も行うという形の表にこれはなっていると思うんですけれども、そういう理解でよろしいんですね。だって、支給の計の3.95は変わりませんので、そうとらえて構わないのでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）これにつきましては、現行は4.15でございます。現行と申しますのは改定前がでございます。22年度が今改定しまして3.95でございます。それと同じ率を23年度は支給するんですけれども、6月期と12月期の配分を変えておるということです。ですから、いわゆる22年の当初と今の現行では0.2月減っておるということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○ 1 1 番（西山）そういたしますと、従来の6月と12月の配分を23年度はもとに戻すという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）そういうことでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）15番、佐中です。昨年の5月に6万8,220円、1人平均ですね。11月に6

万3,380円。合わせると、昨年だけで13万1,600円の給料減額をし、しかも退職金で影響はあると。あわせて年金にも、これは共済組合に問い合わせにゃわからんという答弁はいただいておりますが、今回6万1,100円、年齢の制限はあるんじゃないけれども、合わせると、去年と今年で19万2,700円、平均して減額になっておるわけですね。これから見ると、民間が下げられておるから公務員も下げるといふ、こういう手法で勧告を受けておるわけですが、私は非常にかわいそうなのというように感じるんです。それがサービス業の中でいろいろ影響が出てくる、町の将来にわたっても私は大きく影響があるのではないかというように思うんですが、その見解はどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）地方公務員の給与につきましては人事院勧告というものを最大限に尊重しなければいけないと考えておりますので、このたびの引き下げもやむを得ないと考えております。

○議長（久留島）ほかに。原田議員。

○13番（原田）佐中議員の考えとはまた逆の発想もあるんですけど、資料の1でお尋ねいたします。1番の、民間給与との較差がありますよということで、是正ということで人事院勧告が来ましたが、これが指す民間とはどのことを言うのかご存じかどうか、お伺いします。

それともう1点、今、佐中議員が言われたように、ずっと下がってきていますけど、このたびの部分で23年度に及ぼす、効果額という言葉はあまりよろしくないけど、どのくらいの削減に当たっていくんでしょうか。23年度で。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）これは、民間給与を人事院が調査いたしますのは、企業規模50人から100人以上の企業を対象としたものでございます。

それと、効果額でございますが、22年度でございますと1,142万円でございます。

○議長（久留島）今の回答で、50人から100人以上と言われましたね。50人から100人というたら、どういうことですか。総務課長。

○総務課長（植野）申し訳ございません。訂正させていただきます。50人以上でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第41号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、この議案に反対討論をいたします。

職員給与は昨年度13万1,600円引き下げ、しかも退職金を4万8,000円や、年金にも影響しております。今年度は昨年度と同様、中高層を引き下げるとしておりますが、それでも6万1,100円引き下げる提案です。日本経済の最大の問題は、12年間にわたり賃金の下落が続いていることにあります。今、日本経済の最大の問題は、一言で言って、国民の賃金が下がり続けていることにありますが、民間給与は、1997年の平均467万円が2009年には406万円と、19年間で61万円も年収が落ちていることになります。月収にすると5万円減であります。この間、正規から非正規雇用への置きかえや、どんどんリストラをやる。その中でこれだけ賃金が下がっている。世界の中でこんな国はありません。これがデフレ、継続的な物価下落を生み出し、円高を促進し、大きな原因の一つでもあります。ですから、政治が今、力を発揮して賃金を引き上げるワンパッケージの政策を打ち出すべきだということに思います。企業が一定の収益を上げ、成長していく中で賃金上がる、それが今までのあり方でありました。今はそうになっておりません。大企業は内部留保というため込み金を1年間で233兆円から244兆円に、11兆円積み増しをして、手元資金が52兆円と、空前の金余りであります。大企業には使い道のないお金が滞留している一方で、国民の賃金はどんどん下がっている。私たちは、大企業のため込み金を設備投資や雇用に回していけるような、お金が循環するような経済構造への転換が必要だと思っております。需要がないところには投資が起こりませんから、需要を起こす必要があります。そのために求められているのは、一つには、人間らしい雇用を保障し、賃金の底上げを図ること、二つ目には、社会保障を充実して将来不安を取り除くという、2つの政策であります。

私は、今までのようなやり方の延長は日本の経済や社会保障の基盤に大きく影響を与え则认为ます。そのため、暮らしと経済はかつてない最悪の事態であります。その結果、年金、社会保障全般、介護保険、医療、憲法、障害者、ホームレス、雇用、失業、労働時間、青年雇用、男女格差、パート・派遣など、暮らしと経済は破壊されてきまし

た。とうとう、そのため、少子化が進んできておるわけであります。今でも、景気悪化を理由に大企業、大銀行が競い合って大規模な労働者の首切り、雇いどめを進め、中小企業を下請単価の買いたたきや貸し渋り、貸しはがしで倒産に追い込むといった事態が進んでおります。逆に、この10年間に行われた大企業や大資産家の減税は近年の年間ベースで7兆円にもなっております。この減税の結果、10年間に40兆円以上の税収が失われております。景気悪化とはいえ、大企業はまだまだ大きな利権、利益を上げている点でも、この間の利益をため込んだ巨額の内部留保金を持っているという点でも、日本経済を支える社会的責任と負担を果たすだけの体力は十分あります。大企業、大資産家へのこの間の行き過ぎた減税をもとに戻して、もうけ層の税負担と、雇用の安定、そして労働者に大幅な賃上げを求めることは当然であります。人事院勧告どおり繰り返すことは何の解決にもなりません。結論は、公務員も民間も賃金や給与を引き上げて雇用を安定させることが日本の経済も社会保障も立ち直らせることにつながることを強調して、討論を終わります。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。賛成の立場で討論をいたします。

先ほど執行部から説明がございましたように、今回の人事院勧告は、民間企業の50人以上の調査を行った結果求められた表でございます。これは、前に質疑または討論を行ったところでございますが、本町独自の給与表ということを実施するということが現実に非常に不可能な状況というふうに聞いております。公共の立場ということから考えますと、今回の人事院勧告は民間の流れを受けてつくられた表でございますので、そういった意味からして、基本的にこれ続ける必要があると思います。また、この人事院勧告でございますが、国の調査に基づいて全国平均レベルで示された人事院勧告表でございます。本県広島県における人事院勧告表も出ております。広島県の人事院勧告はあくまでも地元の民間企業を対象に求められた表でございます。そういった意味からも、これを調査・研究する必要がありますが、現時点では国家公務員の人事院勧告表を使って進められることは最も住民の方々に理解されるものと考えます。

以上のことから、今回の改定におきましては賛成でございます。以上で終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採

決を行います。お諮りいたします。

第41号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 起立多数と認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第6、発議第7号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成22年第6回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前9時41分 閉会